

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	18-2
許認可等の種類	業務規程の変更承認				
根拠法令条例等・条項	肉用子牛生産安定等特別措置法第8条第1項				
許認可等の概要	県肉用子牛価格安定基金協会が業務規程を変更する場合の承認				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 県内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが生産者補給金交付契約を締結できると認められること</p> <p>2 業務規程において、生産者積立金の積立て等農林水産省令で定める事項が、基準に従い定められていること</p>				
基準の制定根拠	同法第8条第2項				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	7日以内	(内訳) 経由機関(地域振興局) 協議機関() 処分庁 農政部園芸畜産課			日以内 7日以内
期間の制定根拠	—				